

＜郡山市医療的ケアの必要なこどものサポートや制度＞



内容	0ヶ月～	11ヶ月	1歳～	5歳	小学(6歳～)	中学(12歳～)	高校(15歳～)	18歳～	20歳～
医療	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の小児医療の中心になる病院（福島立医大附属病院、太田西ノ内病院、星総合病院、寿泉堂総合病院、南東北病院、総合療育センターなど） □ 発達支援の専門外来やリハビリが受けられる医療機関（総合療育センター、太田西ノ内病院、星総合病院など） □ 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアや訓練・サポート（訪問看護事業） 								
医療費	<ul style="list-style-type: none"> □ 精神疾患の外来医療費の軽減（自立支援医療：精神通院医療） □ 指定難病の患者へ医療費を助成（難病医療費助成） □ 未熟児に医療費を助成（未熟児養育医療） □ 小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成（小児慢性特定疾病医療費助成）18歳まで ※必要な場合は20歳未満まで延長申請可 □ こどもの医療費の助成（こども医療費助成）18歳まで □ 身体障害者の改善のための手術費用等の助成（自立支援医療：育成医療）18歳未満 □ 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成（重度心身障害者（児）医療費助成）18歳の3月31日まではこども医療費が優先（自立支援医療：更生医療）18歳以上 								
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> □ 障がい児を入所にてサポート（医療型障がい児入所など）18歳未満 □ 通いながらこどもの発達支援が受けられるサービス（児童発達支援など）18歳まで □ 在宅での介護サポート（居宅介護・短期入所など） □ 市で設定している福祉サービス（地域生活支援事業（相談支援・移動支援など） □ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳） □ 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合：一定の基準額を超えた場合の差額の償還（高額障害福祉サービス等給付費） 								
経済的サポート	<ul style="list-style-type: none"> □ ひとり親家族に手当支給（児童扶養手当）児童が中程度の障害がある場合は20歳になる月まで □ 在宅重度障がい児に手当支給（障害児福祉手当）20歳未満 □ こどもの養育者に手当支給（児童手当）15歳の3月31日まで □ 障がい児の養育者に手当支給（特別児童扶養手当）20歳未満（特別児童介護手当）3歳以上20歳未満 □ 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援（生活保護制度） □ 在宅重度障がい者に手当支給（特別障害者手当）20歳以上（障害基礎年金） 								
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> □ 保健師等の訪問（未熟児・乳児家庭全戸訪問・その他） □ 母子健康手帳交付（妊娠時） □ 4か月児健診 □ 10か月児健診 □ 3歳児健診 □ 1歳6か月児健診 □ その他母子保健事業を実施（市保健師へ相談） □ 養育支援（産後ヘルパー、育児家庭訪問、子育て短期支援事業、その他） □ 就学に関する勉強会 								
保育	<ul style="list-style-type: none"> □ 保育所（入所に関する相談・申込） □ 認定こども園（入園に関する相談・申込） □ 幼稚園 □ 幼稚園 								
学校	<ul style="list-style-type: none"> □ 通常学級・特別支援学級・通級指導教室＜小学校＞＜中学校＞ □ 特別支援教育補助員配置の考慮 □ 就学相談会 □ 障がい福祉課と連携した巡回訪問 □ 特別支援学校＜幼稚園＞＜小学部＞＜中学部＞＜高等部＞ □ 高等学校、専修学校 □ 大学、短大、専門学校 								
その他	<ul style="list-style-type: none"> □ 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援（ファミリーサポート） 小学校6年生まで 								